

＜特集＞ 部活動の現状とこれからの学校部活動について ～「部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行」へ向けて～

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、日本のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

一方で、深刻な少子化が進行しており、学校部活動を今までと同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなってきている。

このような状況の中、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘され、令和2年に、スポーツ庁及び文化庁としても、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとした。

令和4年6月と8月にはスポーツ庁と文化庁に設置された有識者会議が、地域移行に取り組むための具体的方策を提言した。これらを受け、令和4年12月27日には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について通知され、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むよう示された。

ここでは、学校部活動の意義や変遷、新たに示されたガイドラインについて紹介していく。

1 学習指導要領における部活動の扱いの変遷と位置付け

部活動は昭和52年の中学校学習指導要領の改訂において「学校において計画する教育活動でクラブ活動と関連の深いもの」であるとされ、適切に実施できるよう配慮する必要がある旨の規定が設けられた。

「学習指導要領における教科外活動の扱いの変遷

	教育課程内	教育課程外
1977（昭和52年）	必修クラブ活動	部活動（選択）
1989（平成元年）	（必修クラブ活動）	一部活動：部活動代替措置
1998（平成10年）	（廃止）	部活動（選択）
2008（平成20年）	（廃止）	部活動（教育課程との関連）
2017（平成29年）	（廃止）	部活動（教育課程との関連）

その後、平成元年の改訂において、「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする」と規定され、正規の教育課程の特別活動の一つである「クラブ活動」の代替となりうるものとして位置づけられた。この制度は、平成10年の改訂により、必修クラブ活動が廃止されたことに伴い、廃止となった。

平成20年に改訂された中学校学習指導要領の総則において、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である」との理由から、部活動の意義や留意すべき事項が以下の通り初めて設けられた。

そして、平成29年の改訂においては、平成20年改訂での規定に「持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」旨が追記された。

◎部活動の意義と留意点

中学校学習指導要領総則(第1章第5の1のウ)より

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 埼玉県の部活動の現状

部活動における実施状況調査集計結果の推移(R1～R4)

	R4(6月)	R1(6月)	R4(6月)	R1(6月)	R4(6月)	R1(6月)
	中学校 *1		高等学校 (全日制) *2		高等学校 (定時制通信制) *3	
学校数	356校	355校	136校	136校	26校	26校
部活動数	運動部	3,724部	3,791部	2,038部	2,050部	136部
	文化部	1,209部	1,195部	1,807部	1,861部	106部
活動方針の公表	356校 (100%)	355校 (100%)	136校 (100%)	136校 (100%)	24校 *4 (100%)	25校 *4 (100%)
1日当たりの 平均活動時間	平 日	1時間48分	1時間51分	1時間50分	1時間54分	1時間09分
	休業日	2時間48分	3時間01分	2時間30分	2時間41分	2時間11分
						1時間06分

*1 さいたま市を除く市町村立中学校(義務教育学校含む)及び県立伊奈学園中学校

*2 県立高等学校及びさいたま市を除く市立高等学校(川口、川越)

*3 県立大宮中央高等学校は、課程毎に1校とする。

*4 活動方針の公表は、部活動を設置している学校を対象とする。

○ 特別支援学校を除く。

令和4年6月に実施した部活動実施状況調査と令和元年6月に実施した部活動実施状況調査の結果の比較を一部抜粋したものである。

調査開始の令和元年度から部活動数を比較すると、中学校の文化部以外はすべて減少している傾向がある。

1日当たりの平均活動時間は校種によって増加しているところと減少しているところはあるが、全ての校種で、概ね埼玉県の活動方針に沿った活動が行われている状況である。

3 学校部活動の地域移行へ向けて

(1) 学校部活動の地域移行への展開

(1) 学校部活動の地域移行への展開

現状と 課題

- 中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行している。
(生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減)
→1部活動当たりの部員数が減少し、部活動が成立しにくくなっている。
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかつたり、休日も含めた部活動の指導が求められたりしている。
→教師にとって大きな業務負担となっている。
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。



地域移行 が目指す こと

- これまで学校教育の一環として行われてきた部活動を、学校単位から地域単位の取組とすることを視野に入れ、「学校と地域が協働・融合」した部活動を行う。



期待できる 効果

- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境等を一体的に整備することで、少子化の中でも、子供たちがスポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会を確保できる。
- 地域で複数の活動を提供することで、子供たちの多様な体験機会が確保できる。
- 部活動を地域に移行することで、学校の働き方改革が推進され、学校教育の質が向上する。

現在、深刻な少子化により1部活動当たりの部員数が減少し、部活動が成立しなくなっていたり、競技経験のない教師が指導せざるを得なかつたり、休日も含めた部活動の指導が求められたり、教師にとって大きな業務負担になっているといった現状や課題がある。また、地域スポーツの観点からも、スポーツ団体や指導者等と学校との連携、協働が十分でないといった課題もある。

こうした状況のなか、学校部活動の地域移行が目指すことは、これまで、学校教育の一環として行われてきた部活動を、学校単位から地域単位の取組とすることを視野に入れ、「学校と地域が協働・融合」した部活動を行うことである。

地域移行することで、少子化の中でも、子供たちがスポーツ・文化活動に継続して親しむ機会が確保されたり、子供たちの多様な体験機会が確保されたり、生徒の多様なニーズに対応した体験機会が確保できたりする。また、顧問の負担を減らすことで学校の働き方改革が推進され、学校教育の質が向上する効果が期待されている。

(2) 学校部活動の地域移行へ向けた国や県の動向

(2) 国と県の動き	
国の動き	埼玉県の動き
<p><スポーツ庁> (H30. 3) <文化庁> (H30. 1.2) 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」</p> <p>生徒にとって望ましい部活動の実施環境の構築 ○運動（文化）部活動の方針の策定 ○適切な休養日の等の設定 ○地域におけるスポーツ、芸術文化等の環境整備</p> <p><スポーツ庁・文化庁> (R2. 9) 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」</p> <p>「学校と地域が協働・融合」した部活動の実現方策とスケジュールの提示</p> <p>○休日の部活動の段階的な地域移行 ○拠点校（地域）における実践研究の実施</p> <p>(スポーツ庁・文化庁への提言 R4. 6/R4. 8) 「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」</p> <p>部活動改革の方向性の提示 ○休日の部活動から段階的に地域移行 ○令和5年度から令和7年度を「改革集中期間」に設定 ○受け皿の想定は、スポーツ少年団やクラブチーム、民間業者等 ○指導を希望する教員の兼職兼業での從事</p>	<p><埼玉県> (H30. 7) 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」</p> <p>適切な休養日等の設定 ○学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける ○1日の活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度 生徒のニーズを踏まえた環境の整備 ○学校と地域が協働・融合する等の部活動環境の整備、推進</p> <p><白岡市> (R3. 4～) 県内拠点地域における部活動の地域移行に係る実践研究</p> <p><白岡市・戸田市> (R4. 4～) 県内拠点地域における部活動の地域移行に係る実践研究</p> <p>◆ 埼玉県部活動地域移行推進委員会 (R4. 7～)</p> <p>①組 織 庁内関係課で構成</p> <p>②活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針及び手引きの作成 ・課題解決方策の検討 ・関係団体等との連携体制構築 ・市町村の好事例の収集、紹介 ・教員の関わり方の整理 ・県民等への周知、啓発 等

学校部活動の地域移行へ向けての国と県の動向である。

まず国が、平成30年に生徒にとって望ましい部活動の実施環境の構築を目指し「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」がそれぞれ発出した。内容については資料に示されている通りである。

こうした状況のなか、令和2年9月「学校と地域が協働・融合」した部活動の実現方策とスケジュールが提示され、休日の部活動の段階的な地域移行についてや、拠点校や拠点地域における実践研究の実施などについてまとめられた。

そして、休日の部活動の段階的な地域移行を着実に実施するなど、部活動改革を推進する具体的な方策等を検討するため、「部活動の地域移行に関する検討会議」が設置され、多様な観点から集中的に検討が行われた。その検討会議の内容を提言としてまとめスポーツ庁、文化庁へそれぞれ提出された。

提言では改革の方向性が示され、まずは休日の部活動から段階的に地域移行していくことや、地域移行を進めていく上での様々な現状と課題、求められる対応等がまとめられた提言となっている。

一方、県の動きは、国の部活動に関する総合的なガイドラインに則り、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を策定した。主な内容は学期中は週当たり2日以上の休養日を設けることや、1日の活動時間は平日2時間、休日3時間程度とするなど適切な休養日の設定や、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備の推進等が示されている。

また、国「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」で示されている拠点地域における実践研究として、令和3年度は白岡市、令和4年度は白岡市と戸田市で地域移行に係る実践研究を行っている。

さらにスポーツ庁、文化庁への提言が提出されたことを受け、部活動の地域移行を着実に推進していくために「埼玉県部活動地域移行推進委員会」を立ち上げ、指針及び手引きの作成や課題解決方策の検討、県民への周知、啓発等も行っている。

(3) 部活動の地域移行へ向けた埼玉県の取組

◆ 埼玉県部活動地域移行推進委員会 (R4. 7~)

- | | |
|--------------|--|
| <u>①組織</u> | 府内関係課で構成 |
| <u>②活動内容</u> | <ul style="list-style-type: none">・指針及び手引きの作成・課題解決方策の検討・関係団体等との連携体制構築・市町村の好事例の収集、紹介・教員の関わり方の整理・県民等への周知、啓発 等 |

◆ 埼玉県部活動地域移行推進委員会の具体的取組

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①埼玉県版指針の作成②拠点地域による実践研究（令和3年度・4年度）
(令和3年度：白岡市 4年度：白岡市、戸田市)③市町村教育委員会に対するアンケート調査④周知・啓発用リーフレット作成 等 |
|---|

◆拠点地域による実践研究の取組（令和3年度：白岡市 令和4年度：白岡市、戸田市）

拠点地域による実践研究の概要（令和3年度）

① 実践研究の考え方

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向け、地域人材や活動場所の確保、費用負担等の課題を解決するため、拠点地域を設け実践研究を実施する。

② 白岡市の事業概要

事業実施の背景

- ・PTAを中心とした地域の学校（部活動）への興味関心が強く、協力体制を築いていた。
- ・総合型地域スポーツクラブや競技団体を中心とした地域スポーツが盛んであった。
- ・教員の働き方改革が早急に解決すべき課題であった。

期間対象 令和3年11月～
市内4中学校の八つの運動部活動において土日を中心とした地域部活動を展開

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・篠津中学校（剣道、男子ソフトテニス、野球）・菁莪中学校（男子バスケットボール）・南中学校（野球、女子ソフトテニス、女子バレーボール）・白岡中学校（女子ソフトテニス） |
|--|



運営体制 管理団体「ASC（アスク）（※）」へ業務を委託

（※ 各中学校のPTAのOBを中心に発足した任意団体）

参加者数 市内全体指導者数16人 市内全体参加生徒数195人

【成果と課題】（※「令和3年度地域部活動推進事業における成果報告書」より一部抜粋）

○成果…小学校の児童や保護者、教職員に向けて周知しており、理解を得ることにより、本格的に実施した際にスムーズな移行が期待できる。

▲課題…地域移行に対する考え方方が、それぞれの立場で違うということ。一つの方向に向けて共通理解のもと進めることができることが最も重要であると感じる。

拠点地域による実践研究の概要（令和4年度）

令和4年度	白岡市（4校）	戸田市（1校）
部活動種目	○2校5種目9部活 卓球、ソフトテニス、ソフトボール、陸上、バスケ ○市内合同部活動：剣道、ダンス、吹奏楽、プログラミング	陸上、剣道
移行のタイプ	・各校各部活動へ指導者派遣 ・市内合同部活動に指導者派遣	市内一つの中学校へ指導者派遣
実施主体	民間事業者に市が委託	民間事業者に市が委託
指導者確保	市の⼈材バンク + 民間事業者の人材バンク 1部活当たり指導者1名	民間事業者の人材バンク 1部活当たり担当者3名 指導は2名体制で
施設・設備	各学校の施設 市の施設	中学校の施設
会費	市が負担（国からの研究費含む）	市が負担（国からの研究費含む）
保険	スポーツ安全保険（吹奏楽部等文化部も含む）	民間企業の提携会社
兼職兼業	無し	無し ただし開始当初の数回、顧問参加

白岡市、戸田市ともに実施主体として民間事業者に委託をしている。地域移行へ向けての学校や保護者への説明会、指導者の派遣等、教育委員会と連携を図りながら実施している。

指導者は民間事業者の人材バンクから主に任用しているが、元々、市の外部指導者として任用されていた方を民間事業者の人材バンクに改めて登録し、継続的に指導している方もいる。

活動場所は基本的にはそれぞれの学校施設を利用しているが、白岡市の合同部活動では一部、市の施設を利用している。

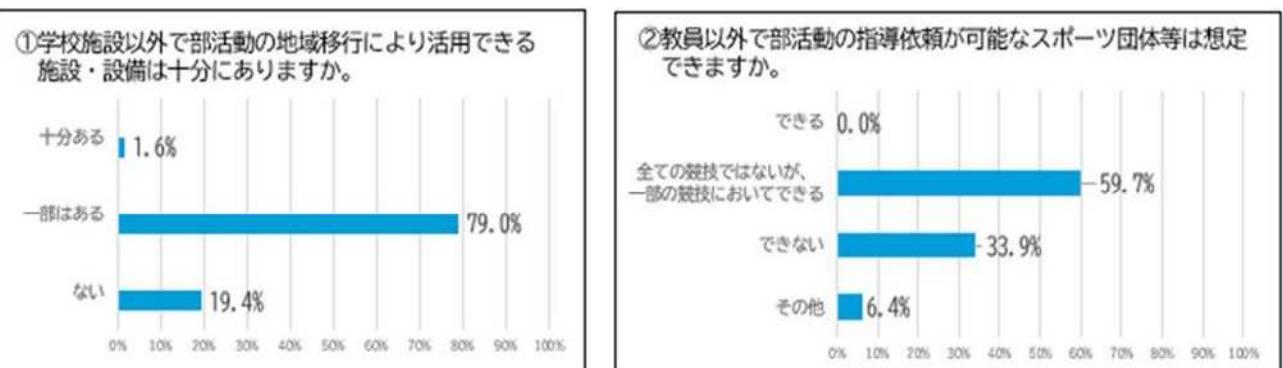
会費や保険料は受益者負担が基本となるが、白岡市、戸田市ともに令和4年度は市が負担している。

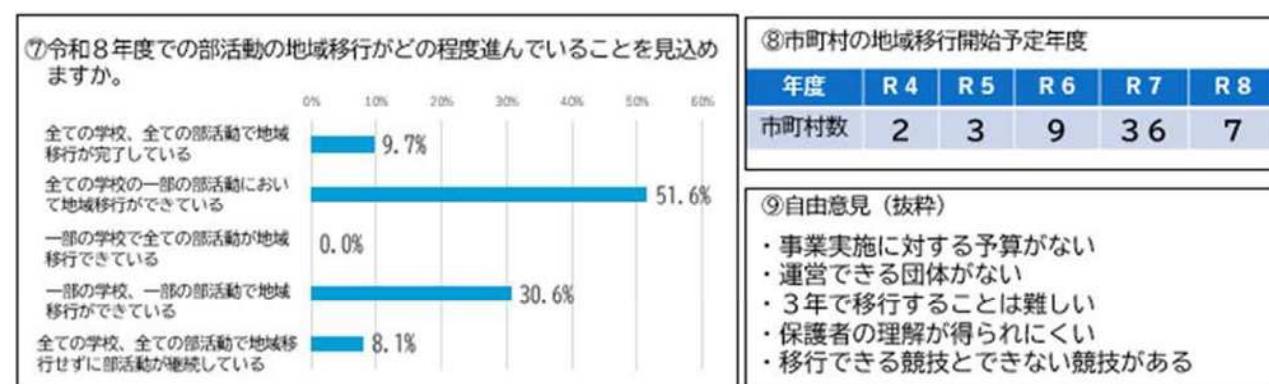
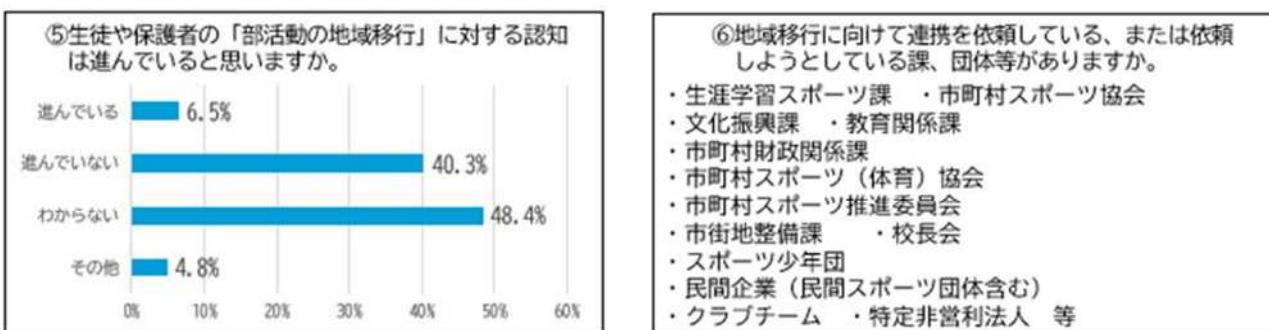
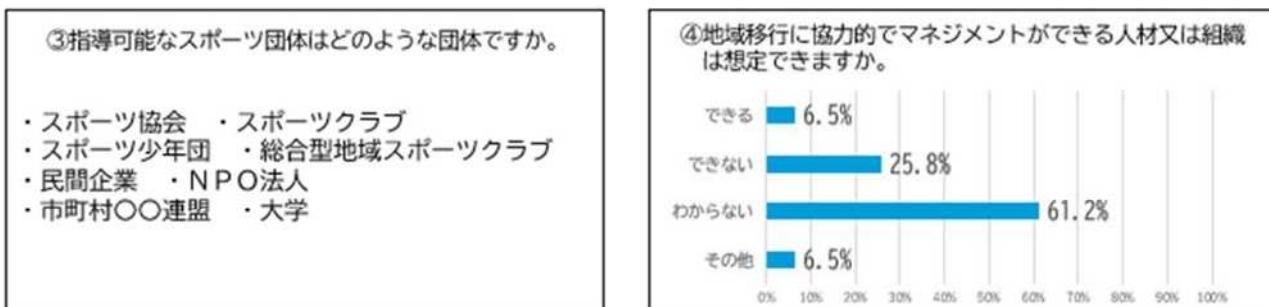
◆市町村教育委員会に対するアンケート調査より

○調査対象 市町村教育委員会（さいたま市を除く62市町村）

○調査期間 令和4年7月25日～令和4年8月10日

○調査結果





◆周知・啓発用リーフレット（案）の作成 等

休日の中学校部活動の地域移行とは？地域クラブ活動への段階的移行

どうして休日の中学校部活動を『地域移行』するの？
少子化等の影響により、母親的に存続危機感になる学校部活動に代わって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して参画しうことができる機会を確保するため

【地域に移行することにより】
○やりたい活動の種類が増える
○自分で活動を選択できる
○地域で、豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現できる

休日の『地域クラブ活動』とは？
生徒の活動する機会の確保を目指し、総合型地域スポーツクラブや民間事業者などの地域の団体等が実施主体・運営者となって活動するクラブのこと

地域クラブ活動への『段階的移行』とは？
○地域の実情に合わせて準備段で始めた頃は、種目等から順次移行すること
○令和7年度末を目標に、地域の実情に合わせて、休日の部活動を地域に移行すること

地域クラブ活動は誰が実施・指導するの？

総合型地域スポーツクラブ 市町村体育協会
スポーツ少年団 クラブチーム 民間事業者
プロスポーツチーム 大学 フィットネスジム
等々 地域の団体、団体

地域クラブ活動のメリット

- ・自分の目的やベースに合った活動を選択できる
- ・様々なスポーツ・文化芸術活動を経験することができる
- ・地域の様々な年代の人と関わることができる
- ・生涯を通じた運動習慣づくりの促進をすることができる

県民への周知・啓発のため、休日の中学部活動の地域移行について、誰もがわかりやすく、理解しやすいリーフレットを作成中である。

その他にもホームページを開設し、埼玉県内の取組や国の情報や他県の好事例の紹介、指導者の紹介等も行っていく予定である。

※周知・啓発用リーフレット（案）

(4) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドラインについて

令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁は、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むべく、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で基本的に改定され、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、国の考え方を示した。

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



※Iは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- 部活動指導員や外部指導者を確保
- 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- 週当たり2日以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- 団窮家庭への支援

**III 学校部活動の地域連携や
地域クラブ活動への移行に向けた環境整備**

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

■ガイドラインの構成

- スポーツ活動（運動部）、文化芸術活動（文化部）を統合
- 適正な学校部活動の在り方、地域移行（新たな地域クラブ活動）に向けた考え方により構成

■部活動の整理

- 学校における部活動と地域におけるクラブ活動を明確に切り分け
- 「学校部活動」 「地域クラブ活動」

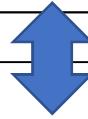
■ガイドラインの趣旨（学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドラインより抜粋）

- 少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を示すものである。
- 学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

◎学校部活動と地域クラブ活動の位置づけ

■学校部活動とは…

- ・学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものである。



■地域クラブ活動とは…

- ・地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものである

◎学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行のイメージ図

